特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	後期高齢者医療事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県東庄町長

公表日

令和7年1月6日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	ンを取り扱う事務
①事務の名称	後期高齢者医療の保険料の期割・徴収事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき後期高齢者業務を千葉県後期高齢者医療連合(以下、広域連合とする)と連携し、実施している。 ①広域連合で決定された年間保険料を基に保険料(期割を)賦課する。 ②収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。 ③口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼する。 ④被保険者からの各種申請受付や証の交付等の窓口事務を実施する。 ⑤公的給付の支給の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・高額療養費の支給 ・療養費の支給 ・高額介護合算療養費 ・高額介護合算療養費
③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、 宛名管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバ
2 特定個人情報ファイル	名

- 1. 被保険者情報ファイル 2. 保険料情報ファイル 3. 収納情報ファイル 4. 特別徴収ファイル 5. 滞納情報ファイル
- 6. 口座情報ファイル 7. 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下,「番号法」と表記) 第9条第1号 別表第85の項

法令上の根拠

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め る事務及び情報を定める命令(以下,「別表の主務省令」という。) 第46条(第1, 2, 3, 4, 5, 6号)

・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及 び公的給付の支給等の迅速かつ迅速な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2 条第25号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条8号 別表第85の項 ・別表の主務省令 第46条	
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく利用特別 ・第2条 別表115,116、117及び118	定個人情報の提供に関する命令
	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な	は実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長

6. 他の評価実施機関

後期高齢者医療広域連合

7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求	
請求先	総務課課庶務係 千葉県香取郡東庄町笹川い4713-131 0478-86-1111	
8. 特定個人情報ファイル(の取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民課国保年金係 千葉県香取郡東庄町笹川い4713-131 0478-86-6071	
9. 規則第9条第2項の適	Ħ []適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数	
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>
	いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者	数	
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	(選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事	故	
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書	の種類					
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価書] ては、それぞれ	重点項目評価	i書又	3) 基礎項目評価	書及び 書及び	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネ	ットワークシス・	テムを通じた	:入手	を除く。)		
目的外の入手が行われる!J スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託				I]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移車	云(委託や情報	最提供ネットワー	ークシステムを	通じた	:提供を除く。)	I.]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[]接続しない(入手)	ľ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		

7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
判断の根拠	受け、その上で記載された れない場合のみ行う住基	-マイナンバーの真 ネットの照会では、 な紐づけ作業を実	身のみとするものではなく、申請者からマイナンバーの提供を 真正性確保を行うこと。本人からマイナンバーの提供を得ら 、4情報又は3情報による照会を原則とすること。複数人での 施し、その確認記録をとっていること。上記を実施しているこ

9. 監	· 查				
実施の)有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査	
10. 稅	详業者に対する教育・	啓発			
従業者	音に対する教育・啓発	[十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 貴	最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を	実施する
最も優る対策	· 先度が高いと考えられ	3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 「不正に使用されるリスクへの対策」 な使用等のリスクへの対策 「システムを通じて目的をシステムを通じて不正ない・滅失・毀損リスクへの	るとの紐付けが行われるリスクへの対 クへの対策 対策 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた トの入手が行われるリスクへの対策 は提供が行われるリスクへの対策	
当該対	対策は十分か【再掲】	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	る。・標準システムへのログイ 職員等がログインした場合に 等がされることのリスクを軽減 務取扱担当者の異動・退職情	ン時の認証において、(は、個人番号の表示、校 にている。・定期的又は ・報を確認し、当該事由:	者を特定し、個人ごとにユーザIDを害国人番号利用事務の操作権限が付まる、更新が不可となる機能により、異動、退職等の発生の都度、権限をが発生した際には迅速にアクセス権いることから十分であると判断する。	ラされていない 不適切な操作 E有していた事

変更箇所

中和7年1月6日 扱。事務の概要 I 関連情報 1. 特事務 ②事務の概要 I 関連情報 1. 特事務 ③システムの名称 I 関連情報 3. の名称 I 関連情報 3. の名称 F 和7年1月6日 の根拠 「I といる を 1 に対象 で 1 に対象 で 1 に対象 で 2 に対象 で 3 に対象 で 3 に対象 で 4 に対象 を 4 に対象 で 4 に対象 で 4 に対象 で 4 に対象 で 4 に対象 を 4 に対象 で 4 に対象 で 4 に対象 を 4 に対象 で 4 に対象 で 4 に対象 を 4 に対象 で 4 に対象 で 4 に対象 で 4 に対象 で 4 に対象 を 4 に対象					
中成29年4月1日 日本の		変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
中成30年4月1日 日 2 字 3 の 3 の 4 4月1日 日 2 字 3 の 5 4月1日 日 3 の 6 年 4 月1日 日 3 の 7 年 1 月6日 日 3 の 7 年 1 月6日 日 3 の 7 年 1 月6日 日 4 の 7 年 1 月6日 日 5 の 7 年 1 月6日 日 5 の 7 年 1 月6日 日 6 の 7 年 1 月6日 日 6 の 7 年 1 月6日 日 7 の 7 年 1 月6日 1 日 7 の 7 年 1 月6日 1 日 7 の 7 年 1 月 1 日 7 日 1 日 1 日 7 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日	(所属長)	多部田秀也	河津静夫	事後	
中成30年4月1日 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本		河津静夫	高木浩一	事後	
〒成30年4月1日 日本 10		高齢者の医療の確保に関する法律に基づき後期高齢者業務を実施する。	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき後 期高齢者業務を実施する。	事後	
中成30年4月1日 2. 対象人数 円		髙木浩一	伊藤 雅晃	事後	
平成30年4月1日		平成27年2月27日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年6月12日 公表日	直判断項目	平成27年2月27日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
		2015/3/31	2018/6/12	事後	
中和1年6月7日 I 対象人優別所項 I しきい価値数 所項 2. 取分分の		町民課長 伊藤 雅晃	町民課長	事後	評価実施機関における担当 部署」の「所属長」欄への所属
中部17年1月6日 1 日本和7年1月6日 日本和7年1月6日 日本和7年1月6日 日本和7年1月6日 中和7年1月6日	心値判断項目	2018/4/1	2019/4/1	事後	即者 の「別属技」 (棟への別属
 令和1年6月7日 IV リスク対策		2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和4年3月4日		_	Ⅳ リスク対策の追加	事後	
1 対象 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大	・値判断項目	2019/4/1	2022/1/1	事後	
1	人 釵	2019/4/1	2022/1/1	事後	
令和7年1月6日 I 対象人数 I しきい値 数 1 しきい値 数 1 1 対象人数 I しきい値 数 I しきい値 数 I しきい値 数 1 1 1 1 1 1 1 1 1	/使制能量日				
令和7年1月6日 I 関連情報 1. 特定個人 扱う事務の概要 令和7年1月6日 I 関連情報 1. 特定個人 没事務の概要 令和7年1月6日 I 関連情報 1. 特定 3. 人の名称 令和7年1月6日 I 関連情報 3. 人の名称 令和7年1月6日 I 以上 3. 人。 4. 依情報 4. 依情報 9. 人。 9. 人。 9	:人数 \植判断值日	2022/1/1	2024/3/1	事後	
令和7年1月6日 は 特定係 (②事務の概要 (②事務の概要 (②事務の概要 (②事務の概要 (②事務の概要 (②事務の概要 (③シンステムの名 (③シンステムの名 (③シンステムの名 (③シンステムの名 (□ 1. は)の		2022/1/1 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき後	2024/3/1 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき後	事後	
令和7年1月6日 1. 特定個人情報係 ③システムの名称 I 関連情報 3. 個人 番号の利用の根拠 「参和7年1月6日 日本の根拠 「本和7年1月6日 日本の表情報連携・②法令の表情報連携・②法令の表情報連携・②法令の表情報連携・②法令を知7年1月6日 日本の表情報連携・②法令の表別をよります。	固人情報保護を取り	期高齢者業務を実施する。 ①後期高齢者医療広域連合で決定された年間 保険料を基に保険料(期割を)賦課する。 ②収納業務を行い、納期限までに徴収できない 場合、滞納整理業務を実施する。 ③口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収 を依頼する。 ④被保険者からの各種申請受付や証の交付等 の窓口事務を実施する。	期高齢者業務を干葉県後期高齢者医療連合 (以下、広域連合とする)と連携し、実施している。 ①広域連合で決定された年間保険料を基に保	事後	
令和7年1月6日 3. 個人番号の利用の根拠 I 関連情報 4. ネットワークシス る情報連携:②法令 3. 信報連携:②法令 1. 対象人極判断項 1. 対象人極判断項 2. 取扱者数 アリスク対策 8.人手を介存させる	固人情報保護を取り	後期高齢者医療システム、収納管理システム、 滞納管理システム、口座管理システム、 共通宛名システム、年金集約システム、バック アップシステム、中間サーバ	後期高齢者医療システム、収納管理システム、 滞納管理システム、口座管理システム、 宛名管理システム、年金集約システム、 バックアップシステム、中間サーバ	事後	
令和7年1月6日 4. ネットワークシス る情報連携:②法令 令和7年1月6日 II しきい値判断項 1. 対象人数 II しきい値判断項 2. 取扱者数 II しきい値判	報	の番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1号 別表第一の59項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1号 別表第85の項法」と表記)第9条第1号 別表第2500 の番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表の主務省令」という。) 第46条(第1, 2, 3, 4, 5, 6号) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及公的給付の支給等の迅速かつ迅速な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及公公的給付の支給等の迅速が迅速を変施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及公公的給付の支給等の迅速が迅速を変施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及公的給付の支給等の迅速が迅速な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第25号	事後	
1. 対象人数 令和7年1月6日 1. 対象人数 で和7年1月6日 2. 取扱者数 IVリスク対策 会和7年1月6日 8人手を介在させる	報	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第7号 別表第二(82、83項)	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条8号 別表第85の項 ・別表の主務省令 第46条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・第2条 別表115, 116, 117及び118 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9 条	事後	
1. 対象人数 令和7年1月6日 1. 対象人数 で和7年1月6日 2. 取扱者数 IVリスク対策 会和7年1月6日 8人手を介在させる	^値判断項目	0004 /0 /1	2004/40/4	事 "	
□ 2. 取扱者数 □ IVリスク対策 □ SAT7年1月8日 8人手を介在させる	人数	2024/3/1	2024/12/1	事後	
_{会和7年1月6日} 8人手を介在させる	者数	2024/3/1	2024/12/1	事後	
への対策は十分か	介在させる事業 スが発生するリスク	追加		事後	
^{令和7年1月6日} IVリスク対策 8人手を介在させる		追加		事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月6日	最も優先度が高いと考えられ る対策	追加		事後	
令和7年1月6日	IVリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策	追加		事後	
			,		1
			1		
			,		1
			1		